

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 40 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018 年 6 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

海外親会社に対する責任追及（カルテル違反）

オーストラリア連邦裁判所は、日本の企業が同社の製品を供給する際にオーストラリアの子会社を通じてカルテル行為に及んだとして、当該日本企業に対して 4,600 万豪ドルの罰金を科しました。これは、一審判決の約 5 倍に当たる金額であり、オーストラリアにおける競争・消費者法違反に基づく罰金としては過去最高額となります。

本判決により、カルテルを遂行したオーストラリアの子会社にカルテルに関与しているとの認識がなかったとしても、指示を出していた海外の親会社がオーストラリアの競争法の責任を問われる可能性があることが明らかになりました。

また、従前より、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、オーストラリアの競争・消費者法違反に対する罰金額が低すぎることにより、多国籍企業や国内の大企業がそれをビジネス上の必要経費の一部くらいにしか考えていないことを問題視してきましたが、そんな中、過去最高の罰金額が命ぜられたことにより、今後 ACCC が違反企業に対して高額な罰金を科していく傾向がますます強まっていくものと予想されます。

今回は、この判決のポイントとなる裁判所の考え方を説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

意匠権侵害に対する取締役の責任

Speciality Packaging Aust Pty Ltd (Speciality Packaging) の販売するプラスチック容器が、Multisteps Pty Ltd (Multisteps) のプラスチック容器の意匠権を侵害しているとして、Multisteps が Speciality Packaging とその取締役を訴えたという事案で、連邦裁判所は、取締役が意匠権侵害行為に個人的に関与したことを示す直接証拠はないものの、事案を総合的にみると、取締役が意匠権侵害行為を承認したとすることができるとして、取締役に対する個人責任を認めました。

本稿では、この裁判例の概要とポイントについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

商品の不当表示（消費者法違反）

Pental Limited 及び Pental Products Pty Ltd（併せて、Pental）が、「流せる」ウェットティッシュを謳って販売していたウェットティッシュが、実際にはその効用がないとして、トイレットペーパーと類似の性能を有する等との表示は、誤解を与える行為及び欺罔行為（misleading and deceptive conduct）並びに不当表示（false and misleading representations）に該当し、消費者法に違反するとして、Pental は ACCC と 700,000 豪ドルの罰金を支払う旨の合意をしました。この裁判例の概要を解説します。

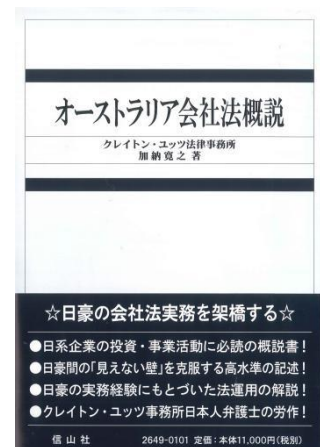
原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ACCC がフランチャイズ法の改正を提案

ACCC が、2018 年 5 月 11 日、フランチャイズ法（Franchising Code of Conduct）の改正を提案しました。これに対して、委員会は 2018 年 9 月 30 日までに報告をまとめます。報告書では、フランチャイザーのフランチャイジーに対する開示内容の拡充や、現行法では罰金が科せられるのは一部の違反に限定されているのを全ての違反に対して適用することや、現行法で最高 300 ペナルティユニット（1 ペナルティユニット 210 豪ドル）とされている罰金額を大幅に増額すること、また、契約書作成のための弁護士費用をフランチャイジーに負担させる条項の禁止などが提案されています。本稿では、ACCC の提案の内容と実務上の対策を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

医薬品等の広告に関する改正

Therapeutic Goods Amendment (2017 Measures No. 1) Bill 2017 などにより、医薬品法 (Therapeutic Goods Act 1989 (Cth)) などが改正され、医薬品等の製造、広告、供給に関する枠組みが変わります。特に、消費者に対する医薬品等の広告については、2018年7月1日以降、従前の複雑な手続を改善し、よりシンプルで一貫性のある手続にするために、Therapeutic Goods Administration が、医薬品等の広告に関する不服申立を扱う唯一の機関になります。本稿では、医薬品等の広告に関する改正の内容を解説します。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

公開買付委員会

会社法に基づく公開買付けによる買収については、ASICに加えて公開買付委員会 (Takeovers Panel) が監督していますが、近時、公開買付委員会は、公開買付による買収に明確な法令違反が認定できなくても、法令の精神に沿って、公開買付について、受容できない状態にある旨 (unacceptable circumstances) の宣言を行うケースが散見されます。その場合、公開買付委員会は、認められない状態の是正を命ずることができます。本稿では、そのような宣言をした一連の判断を紹介し、解説します。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

最近行われたセミナーのご報告

2017年の法改正の動向（2017年12月）

加納弁護士が「2017年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の6つ重要分野のトレンドを解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」（2017）

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文はDoing Business in Australia）」と題する小冊子を2016年版から2017年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

「豪州の不動産法制度と日本からの投資」（「ARES 不動産証券化ジャーナル」Vol. 39 - 2017年9月・10月号）

一般社団法人不動産証券化協会の機関紙であるARES不動産証券化ジャーナルにおいて、加納弁護士と鈴木弁護士が寄稿した記事。豪州の不動産法制度の概要を、日本の不動産法制度と適宜比較しながら、全体的に説明するものとなっています。記事はこちらの[リンク](#)（ARESのウェブサイト）から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋
メール：ckawai@claytonutz.com



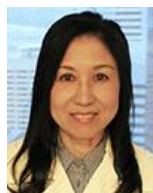
ロイヤー 藤崎信吾
メール：sfujisaki@claytonutz.com



ロークラーク 中島真嗣
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：mnakajima@claytonutz.com



ロークラーク 小野田春佳
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：honoda@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com